

Title	簿記教育における疑問点について
Sub Title	Questions in book keeping education
Author	園田, 智昭(Sonoda, Tomoaki)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2024
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.67, No.5 (2024. 12) ,p.237- 244
JaLC DOI	
Abstract	30年以上簿記教育に関係した経験から，簿記の教科書に書かれた内容に関する疑問点を分類して記述を行った。取り上げた項目は，簿記の一巡上の作業（残高試算表の機能，精算表における利益の一致），商品取引（三分法の現実的利用，割賦販売における割賦基準），その他の取引（小切手振出し時の処理，未払費用と未払金，有価証券利息と社債利息，収益的支出，その他有価証券），管理会計との関係性（現金の管理，工事契約と個別原価計算，本支店会計）である。
Notes	友岡賛教授退任記念号 論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20241200-0237

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

簿記教育における疑問点について

園 田 智 昭

<要 約>

30年以上簿記教育に関係した経験から、簿記の教科書に書かれた内容に関する疑問点を分類して記述を行った。取り上げた項目は、簿記の一巡上の作業（残高試算表の機能、精算表における利益の一致）、商品取引（三分法の現実的利用、割賦販売における割賦基準）、その他の取引（小切手振出し時の処理、未払費用と未払金、有価証券利息と社債利息、収益的支出、その他有価証券）、管理会計との関係性（現金の管理、工事契約と個別原価計算、本支店会計）である。

<キーワード>

簿記、残高試算表、三分法、売上原価対立法、小切手、未払費用、収益的支出、税効果会計、内部牽制、セグメント会計

1. 問題の所在

大学に就職して以来、留学等による中断はあるものの、30年以上簿記の授業を担当してきた。慶應義塾大学商学部では日本商工会議所（以下日商と略して表記する）の3級レベルの簿記を担当しただけであるが、2007年より税務大学校で日商簿記2級から1級レベルの授業を現在まで担当している。武蔵野大学でも2018年度から2021年度にかけて日商2級レベルを、2020年度以降は日商1級レベルの授業も担当しており、さまざまなレベルの簿記について講義を経験している。また、自分自身も旧公認会計士2次試験と3次試験で、高度な簿記の問題を解くトレーニングを積んでいる。しかし、簿記の研究者とは異なる視点から簿記を考察するためか、授業を実施する過程で簿記の基本的な論点の説明に苦慮することもあるし、管理会計の観点から追加的な説明が可能であると感じることもある。本稿ではそのような論点を分類抽出し、その理由を説明することを目的としている。

2. 簿記の一巡上の作業について

(1) 残高試算表の機能

残高試算表には、①仕訳と勘定記入の正確性の検証と、②経営状況の把握という2つの機能がある。このうち正確性の検証機能では、貸借平均の原理により、残高試算表の借方と貸方の合計額が同額であれば、仕訳から勘定記入に至る作業が正確に行われたと推定する。借方と貸方の合計額が一致していなければ、残高試算表を作成するプロセスである仕訳または勘定記入でミス¹⁾を犯していることになる。

このような検証機能は、仕訳から勘定記入を手作業で行っていた時代には有効であった。しかし、会計システムによる処理では人が行う作業は実質的に仕訳だけであり、勘定記入以降の作業はシステムが自動的に実施するので勘定記入上のミスは生じない。また、貸借が一致しない仕訳はシステム上の入力が完了しないために、貸借平均の原理に反する仕訳も起こりようがない。したがって、教科書では検証機能は残高試算表の第一義的な機能として説明しているが、会計のシステム化が行われている現在の大企業では、経営状況の把握を目的とした場合にのみ残高試算表を作成する必要があり、機能の優先順位が入れ替わっている。なお、いまだに手書きで記帳を行っている小規模組織²⁾に限定すれば、検証機能は現在でも意味を持っている。

(2) 精算表における利益の一致

精算表の作成は、簿記の入門レベルの授業の最終目的とされることが多い。精算表を正しく作成すれば、損益計算書で計算された利益と貸借対照表で計算された利益が一致する。しかし、簿記の一巡を前提とした仕訳に引き続く勘定記入という流れでは、損益勘定（これが損益計算書になる）で計算された利益は、「(借) 損益 ×× (貸) 繰越利益剰余金 ××」という仕訳により貸借対照表に振り替えられるが、精算表ではこの仕訳は行われず貸借の差額として利益を計算するので、振替仕訳を1つ抜かして簡易的な処理を行っていることになる。

損益計算書と貸借対照表は損益勘定と残高勘定から作成できるので、精算表は必ずしも作成する必要はない。しかし、本支店会計の合併整理記入や連結会計の連結修正仕訳は簿記の一巡の枠外での仕訳であり、一般的に精算表上で行われる。したがって、精算表の作成が簿記の理解のために必要な学習項目であることに変わりはない。

1) 残高試算表の検証機能は、すべてのミスを把握するものではない。借方と貸方の金額を同額間違える、勘定科目を間違えるといった、貸借平均の原理に反しない仕訳と勘定記入のミスは把握できない。

2) 小規模組織と表現したのは、小規模の企業だけではなく、PTAや町内会などの小規模の非営利組織を念頭に置いているためである。

3. 商品取引について

(1) 三分法の現実的利用

商品取引については、商品勘定ですべての取引を表現する総記法と、商品勘定と商品売買益勘定に商品取引を分割する分記法も存在するが、教科書では売上勘定、仕入勘定、繰越商品勘定に商品取引を三分割する三分法をスタンダードな処理方法としている。三分法では、期末の決算整理仕訳で「(借) 仕入 ×× (貸) 繰越商品 ××」, 「(借) 繰越商品 ×× (貸) 仕入 ××」という2つの仕訳をすることで、仕入勘定で売上原価を計算する。つまり、期末残高である繰越商品の金額を確定することで、期首商品+当期仕入高-期末商品という計算を行い期間的な売上原価を計算する。この処理では売上高と売上原価の対比は年間の総額で行い、個々の取引ごとの利益の把握はできないために経営上の判断を誤らせるおそれがある。

一方、商品の出入りを管理する商品有高帳では、先入先出法、移動平均法、総平均法などにより払出額をまず計算し、差額として商品残高を計算する。払出額は売上原価を意味するので、仕訳とは逆に売上原価をまず算定し、差額として残高を計算しており計算の順序が逆になっている。このように、仕訳では棚卸計算法を前提とし、商品有高帳では継続記録法を前提とした計算をしていることになるが、継続記録法によって期中も在庫の管理を行っている商品については、販売の都度売上原価を仕訳に反映することができる。商品有高帳を人力で記帳している時代であれば、仕訳との連携が難しいために三分法で仕訳を行う理由が存在するが、現在のように会計処理のコンピュータ化が進みERPなどにより帳簿間の連携ができていている企業では、もはや三分法により商品取引の仕訳を行う必要はなく、取引ごとに利益を計算し経営上の判断に資することが可能である。

分記法では商品販売時に入金額（または売掛金）と売上原価の差額を商品売買益として計上するが、貸方で売上を計上しないために仕訳上は収益の把握ができない。それに対して、最近会計基準で仕訳例として用いられている売上原価対立法は、売上、売上原価、商品という3つの勘定で商品取引を表現する三分法の別種であり、販売時に「(借) 売掛金 ×× (貸) 売上 ××」という仕訳をするとともに、「(借) 売上原価 ×× (貸) 商品 ××」という仕訳もあわせて行う。このため、販売のたびに売上総利益を計算できる方法である。継続記録法で商品有高帳を作成していれば、売上原価は払出の都度計算可能であり、現在の情報処理環境を考えると、三分法よりも売上原価対立法の方が好ましい方法であると思われる。³⁾

企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』の設例11では、商品取引上の契約により、将来的に一定の返品が予想される場合は、取引額の一部を返金負債として売上から差し引くとともに、原価に関する以下の仕訳を行うことを示している。

3) ただし、払出=売上ではない場合に、どのようにして販売した商品の原価を測定するかについては検討の余地がある。

(借) 売上原価 ×× (貸) 商 品⁴⁾ ××
 返品資産 ××

このように収益認識基準では、簿記の教科書でスタンダードな手法である三分法ではなく、返品資産の存在が売上原価に与える影響を直接的に示すことができる売上原価対立法によって仕訳を示している。このような利便性が売上原価対立法にあるため、スタンダードな方法と考えられている三分法が実際に企業で行われている主要な仕訳であるかどうか、商品取引の会計処理について実態調査を行う必要がある。

なお、棚卸計算法については払出額（売上原価）に棚卸減耗損が含まれるが、継続記録法では残高に棚卸減耗損が含まれている。継続記録法と棚卸計算法のどちらの方法が優れているかという比較の問題ではなく、両者を合わせて実施し棚卸減耗損を計上することが望ましい。

(2) 割賦販売における割賦基準について

分割払いに基づく販売である割賦販売では、以前は割賦基準が認められ、代金の回収または回収期限の到来をもって売上を計上することができた。その場合は、費用収益対応の原則を適用して、販売した商品の取得原価のうち回収済みの割賦売掛金に対応する金額を売上原価とし、未回収の割賦売掛金に対応する金額を期末棚卸高（繰越商品）として計上する。しかし、この処理では1つの商品の取得原価を売上原価と期末棚卸高に分割し、しかも期末棚卸高は現実には手元がない商品であるため、実態とは乖離した会計処理ともいえる。なお、『収益認識に関する会計基準⁵⁾』では割賦販売について割賦基準を認めていないので、現在ではこの問題については解決済みである。

4. その他の取引について

(1) 小切手振出し時の処理

仕入取引で小切手を振り出したときは、「(借) 仕入 ×× (貸) 当座預金 ××」という仕訳が行われる。しかし、実際は小切手の受取側が銀行に持ち込んで取立依頼を行い、銀行が振出側の口座より支払処理をしたときに当座預金は減少する。そのため、この仕訳では当座預金の減少のタイミングが早すぎるので、期末に未取付小切手や未渡小切手がある場合は、銀行残高と会社側の帳簿が一致せず銀行勘定調整表を作成する原因となる。

しかし、上記の仕訳をしない場合には、支払手形勘定と同様に小切手の支払いを示す負債勘定を新たに設ける必要が生じる。小切手について支払勘定を設けない理由は支払いの即時性であるが、実際には振出しと支払いにタイムラグがあることから、現状の仕訳を前提とした場合は勘定科目による小切手の管理ができないために、補助簿により小切手が決済されたかどうかの管理を別途実施せざるを得ない。

4) 設例では棚卸資産としているが、ここでは売上原価対立法で使用する商品勘定とした。

5) 『収益認識に関する会計基準』104 (p.21)。

なお、小切手の支払いは当座預金から行われるという前提が簿記の教科書ではあるが、海外では個人で普通預金から小切手を振り出すこともできることから、国によっては個人商店などで普通預金の減少とすることもありえる。

(2) 未払費用と未払金

未払費用勘定は経過勘定の一種であり、「一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける」(企業会計原則注15) 場合の費用の未払いにのみ適用される勘定科目である。したがって、一回限りのスポットの費用の未払いには適用されず、その場合は未払金を計上することになる。たとえば、社員の給料が毎月20日締めで支払われている場合は、年度最終月の21日から月末までの給料は未払費用となり「(借) 給料 ×× (貸) 未払費用 ××」という仕訳を行うが、旅行代理店に出張の切符を手配し月末に代金を支払う場合は、「(借) 旅費 ×× (貸) 未払金 ××」という仕訳をして両者を区別する。

しかし、なぜ企業会計原則注15の場合のみを未払費用とするのか、その理由は明確ではない。未払費用という勘定科目名からは費用の未払い全般を意味するように思えるため、実務的には費用の未払いをすべて未払費用とすることもある。そのため、未払費用を費用の未払いと広義に定義し、意図的に計上しないと忘れられる未払費用に対する注意喚起として企業会計原則注15をとらえ、未払金は商品、製品、材料等の棚卸資産以外の資産の購入に関する未払いとした方がすっきりした処理になると考える。

(3) 有価証券利息と社債利息

社債の所有者より期中に社債を譲り受けたときは、社債の購入価格とは別に端数利息を日割計算で支払う。一方、半年ごとの社債利息の受取額は月割で計算するのが簿記の問題では一般的であるが、この場合になぜ日割計算をしないのかは明確に述べられていない。もし月割計算で良いのであれば、期中に社債を取得したときに端数利息を日割りで計算すると、少額であるが金額がずれることになる。日割計算か月割計算かという問題は、発行側の社債利息の計上でも購入側の有価証券利息と同様のことがいえる。

(4) 収益的支出

修繕に関する支出は資本的支出と収益的支出に分け、資本的支出は有形固定資産の取得原価に加算し、収益的支出は修繕費として費用処理する。この説明では収益的支出という用語を費用と同義で使っているが、収益的支出という用語が使われるケースはほぼ修繕費に関してだけである。資産の取得原価に加算することを一語で表現しづらいことから資本的支出と表現し、それに対応する用語として収益的支出と表現しているのか、または収益的支出に対応する Revenue Expenditure という英語の直訳とも想像できるが、この用語を使用する理由は明らかではない。投下資本利益率で資本を総資産で計算することもあるので、資本的支出についてはまだなじみがある表現の仕方であるが、そもそも収益と費用とは相反する意味を持っていることから、あえて

収益的支出という用語を使用する必要はないと考える。なお、法人税基本通達7-8-1では資本的支出と表現をしているが、7-8-2では収益的支出ではなく修繕費としている。

(5) その他有価証券

税効果会計では、会計上の税引前当期純利益と税務上の課税所得との一時的な差異に基づく法人税の差額を法人税等調整額とし、当期純利益を会計上の税金の金額に基づいて計算する。たとえば、損金処理が認められなかった費用がある場合は、その金額に税率を乗ずることで「(借)繰延税金資産 ×× (貸)法人税等調整額」という仕訳をする。この場合、繰延税金資産は税金の前払いとして説明することができる。

一方、税効果会計では、損益面だけではなく貸借対照表項目の評価に関する不一致も対象としている。たとえば、その他有価証券の取得原価が100で期末時価が90のとき、会計上は時価に評価を修正するが、税務上は取得原価で評価を続けるので、会計と法人税でその他有価証券の評価額に差が生じる。そのため、実効税率を30%とすれば、全部純資産直入法による仕訳では、借方にその他有価証券評価差額金を7計上する(評価・換算差額等のマイナス)とともに、繰延税金資産を3計上する。その他有価証券については、税法上も評価差額を課税所得に反映しないので、会計上の利益と税務上の課税所得の不一致は生じない。したがって、繰延税金資産の相手勘定として法人税等調整額は計上されないので、この仕訳での繰延税金資産は税金の前払いとして説明できないことになる。

5. 管理会計との関係性

(1) 現金の管理

現金は不正に流出すると、交換や売却をせずにそのまま支払手段として使用できることから、最も危険性が高い資産である。現金を管理する原則は、現金の取り扱いと記帳を別の担当者にするという内部牽制の実施であり、両者の共謀を防ぐために3人目の関係者として上長が定期的にチェックを行う必要がある。ところが、ニュースでは社員の使い込みが繰り返し頻繁に報道され、組織側が「長年勤めていたので信用していた1人の担当者に任せきりだった」というコメントが出されることが多い。

現金管理に関する原則が守られていない組織が少なからず存在する理由は、業務を行う従業員がチェックを受けることを信用されていないと思い反発することと、チェックをする側も信用することは善との認識があるためであり、今後もその状況は変わらないと見込まれる。しかし、正しい業務を行っていることが第三者により確認されることで、従業員の行う業務の品質が保証されるのであり、本来はチェックをされる側にも望ましいはずであるが、現状を考えると、この点については会計教育により地道に広げていくしかないであろう。

(2) 工事契約と個別原価計算

工事契約における未成工事支出金の金額は個別原価計算により計算されるので、工事契約と原価計算は密接な関係にあるが、簿記の教科書ではこの点はほぼ触れられていない。しかし、園田(2021, p.97)で指摘したように、工事契約における原価計算は、原価計算の教科書で記載されている内容と以下の3点で異なっている。

第1に、未成工事支出金が仕掛品の意味で使われている。第2に製品勘定を通さずに、仕掛品勘定から売上原価勘定に直接振替処理が行われる。第3に一定の期間にわたり履行義務が充足される工事では、工事が未完成でも進捗度に応じて年度末に売上と売上原価を計上する。そのため、原価計算上の説明とは異なり、仕掛品勘定には完成品の総原価が集計されないことになる。その一方で、工事というプロジェクトの収益性を管理するためには、通常の個別原価計算で説明されるように、工事が完成するまで仕掛品勘定に工事原価を集計し、総売上と総原価の差額で工事から得られる利益を計算すべきである。

(3) 本支店会計

本支店会計は、社内組織である本店と支店を独立採算的なプロフィットセンターとして会計上位置づけ、それぞれの損益計算書と貸借対照表を作成する。このような本支店会計は、管理会計のセグメント会計を商業簿記の仕訳を介して実施しているものであり、園田(2022b, pp.116-117)では両者が共通して持つ性質と相違点を指摘している。両者の共通点は、企業内の分権的な組織を独立採算的な組織とし、組織ごとに利益を測定することと、内部的な組織間のやり取りを内部振替価格により各組織の業績に反映することである。一方、両者の相違点は以下の4点である。第1に、セグメント会計(管理会計)では仕訳を想定していないのに対して、本支店会計では仕訳による処理が行われる。第2に、セグメント会計(管理会計)では本社部門はコストセンターであり、本社費は事業部に配賦されるが、本支店会計では本店もプロフィットセンターとしてセグメント化している。第3に、セグメント会計(管理会計)では全社の財務諸表を事業部などのセグメントに分解するのに対して、本支店会計ではセグメントである本店と支店の財務諸表をまず作成し、それを合算した後に調整の仕訳を加えて全社の財務諸表を作成する。第4に、セグメント会計(管理会計)では基本的に損益計算書だけを作成するが、本支店会計では損益計算書だけではなく貸借対照表も作成する。

6. 本稿のまとめ

本稿では、簿記を講義する過程で生じた疑問点等を項目ごとに分類して検討した。ここで検討した項目以外でも、勘定科目の選択も教育上は難しい問題である。たとえば、財務諸表の表記では関係会社株式勘定を使用するが、これは子会社株式と関連会社株式から構成される。子会社株式は、テキスト上S社株式(SはSubsidiaryの略)と略して表記されることも多いが、どの勘定科目を使うべきであるかは、ケースバイケースで常に正しい解答があるわけではない。このよう

な勘定科目のレベル感の問題は、前払費用と前払家賃や、現金と小口現金など、多くの科目で存在するが、実務的には大きな問題ではなく、授業での説明や試験でのみ選択に迷う点で特徴的である。

現在の簿記の教育は、基本的に会計基準追従型であり、会計基準の変更や新規の基準に大きな影響を受けている。しかし、売上原価対立法について述べたように、それまで簿記の教科書で行われていた仕訳とは異なる処理が会計基準で示されることもあるが、⁶⁾今まで行ってきた説明との関連性も明らかにする必要がある。また、会計基準の変更や追加の影響は簿記の教科書や試験の問題に素早く反映されるが、残高試算表の機能や商品有高帳と仕訳の連携に関連して述べたように、企業で行われている実務の変化は取り入れるのに時間がかかる傾向にあるため、今後は簿記の教科書に書かれている内容と実務の乖離についての調査も必要であろう。

主 要 参 考 文 献

- 税務大学校（2024）『令和6年度 簿記会計学Ⅰ』税務大学校
税務大学校（2024）『令和6年度 簿記会計学Ⅱ』税務大学校
園田智昭（2021）『プラクティカル原価計算』中央経済社
園田智昭（2022a）「管理会計に対する財務会計基準の影響」『産業経理』81巻4号
園田智昭（2022b）「セグメント会計としての本支店会計」『三田商学研究』65巻5号
横山和夫（2007）『詳解企業簿記会計』中央経済社
渡部裕亘，片山覚，北村敬子（2022）『検定簿記講義1級商業簿記・会計学上巻 2022年度版』中央経済社
渡部裕亘，片山覚，北村敬子（2024）『検定簿記ワークブック1級商業簿記・会計学上巻 第10版』中央経済社

6) 『収益認識に関する会計基準』における売上割戻（リベート）の処理もその一例である。